

近畿税理士会天王寺支部 勉強会

特例事業承継税制のすべて
～新制度の概要と適用上の留意点～

開催日 平成30年 7月31日 (火)

場 所 たかつガーデン

講 師 弁護士 伊藤 良太 先生

(ベイス法律事務所 代表弁護士)

近畿税理士会 天王寺支部

「新・事業承継税制」完全解説

概要と活用にあたっての留意点



ベース法律事務所
弁護士 伊藤 良太

1. 事業承継税制の概要
2. 事業承継税制の適用手続き(新・旧)
3. 第一種／第二種と後継者数ごとの整理
4. 活用にあたっての注意点等
5. 主な疑問点について
(講師略歴)

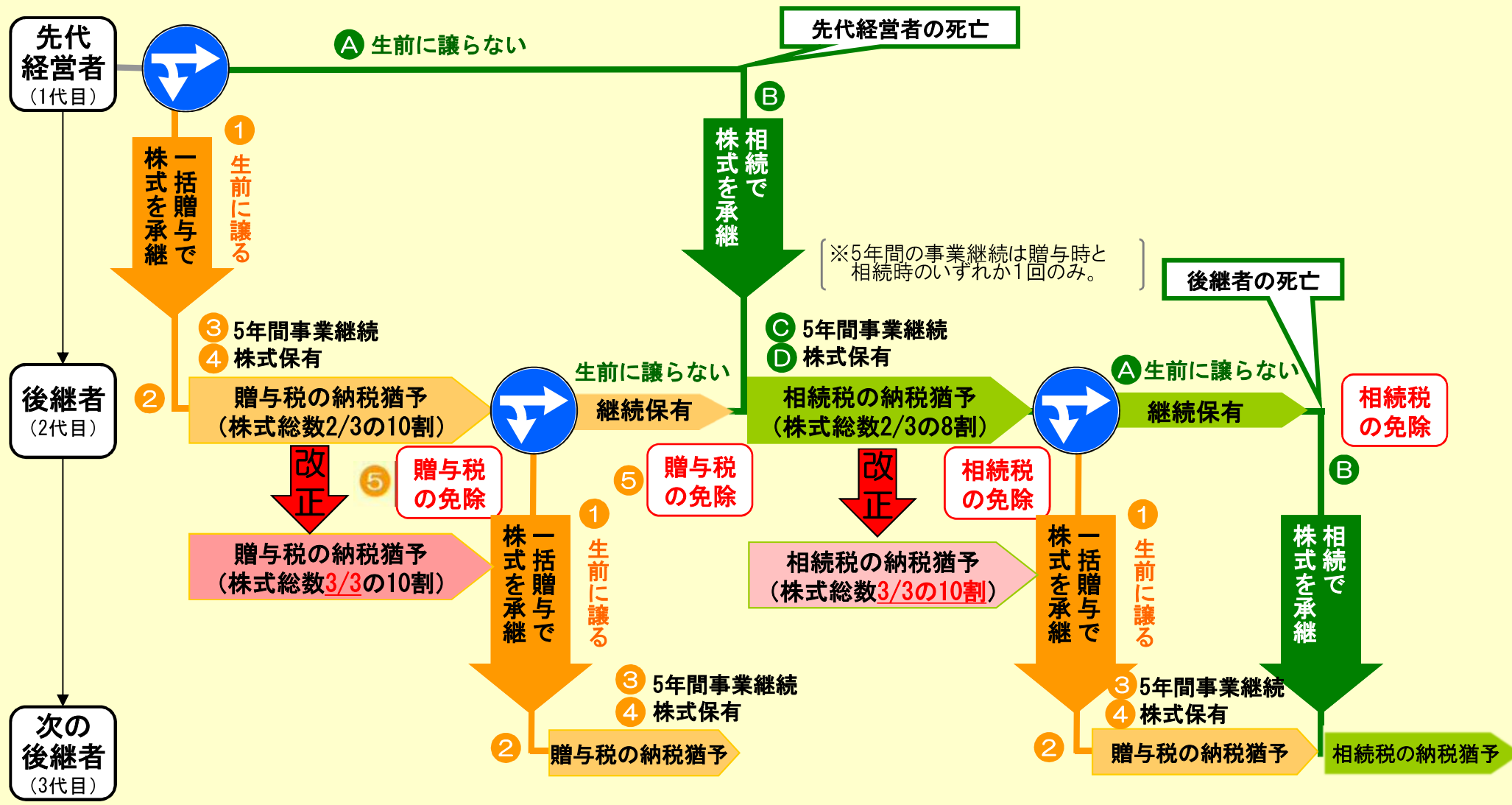
※本資料は、中小企業庁「事業承継ガイドライン」、同「平成30年度中小企業・小規模事業者関係税制改正について」税理士法人タクトコンサルティングセミナー資料、保険サービスシステム株式会社作成資料をそれぞれ引用し、平成30年4月1日に施行された租税特別法、同政省令、経営承継円滑化法施行規則に基づいて作成しております。

1. 事業承継税制の概要

	贈与税の納税猶予・免除制度	相続税の納税猶予・免除制度
納税猶予	<p>後継者である受贈者が、 贈与により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を 贈与者（先代経営者（⇒先代経営者等））から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、 その後継者が贈与前から既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の<u>3分の2に達するまでの部分（⇒全部）</u>について、 贈与税の全額につき、その先代経営者の死亡等の日までその納税が猶予される。</p>	<p>後継者である相続人又は受遺者が、 相続又は遺贈により、都道府県知事の認定を受ける非上場会社の株式等を 被相続人（先代経営者（⇒先代経営者等））から取得し、その会社を経営していく場合には、 その後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含め、発行済議決権株式総数の<u>3分の2に達するまでの部分（⇒全部）</u>について、 課税価格の<u>80%（⇒100%）</u>に対応する相続税につき、その後継者の死亡等の日までその納税が猶予される。</p>
猶予税額の免除	<p>先代経営者又は後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税猶予されている贈与税の納付が免除される。</p>	<p>後継者の死亡、後継者が次の後継者に一定の贈与を行った等の場合には、納税が猶予されている相続税の納付が免除される。</p>

事業承継税制を活用した株式承継フロー

生前に譲らない場合 ➔ A ~ D (相続税の納税猶予を活用する場合の手順)
 生前に譲りたい場合 ➔ ① ~ ⑤ (贈与税の納税猶予を活用し、その後相続税の納税猶予に切り替える場合の手順)

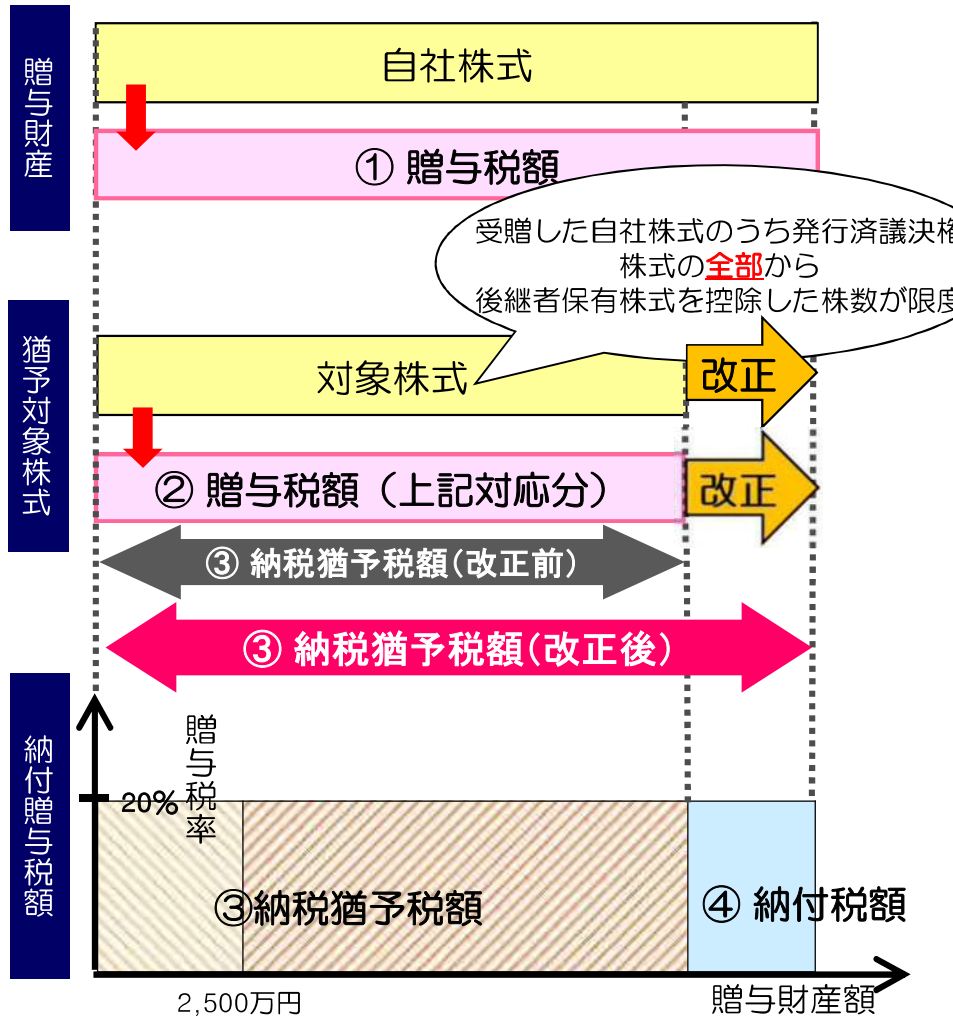


(出所：東京商工会議所「平成30年度税制改正に関する意見（事業承継）」一部加工)

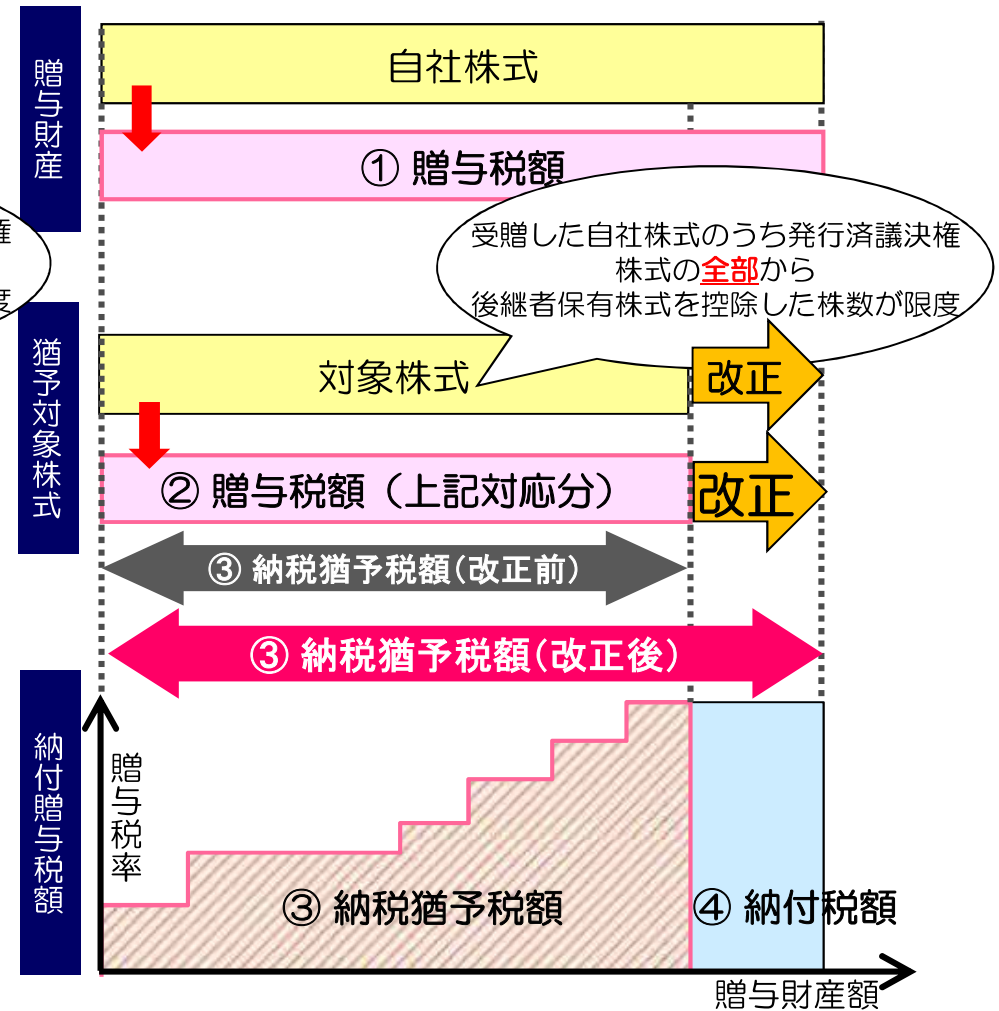
贈与税の納税猶予・免除制度のイメージ

～その年の贈与が自社株式だけの場合～

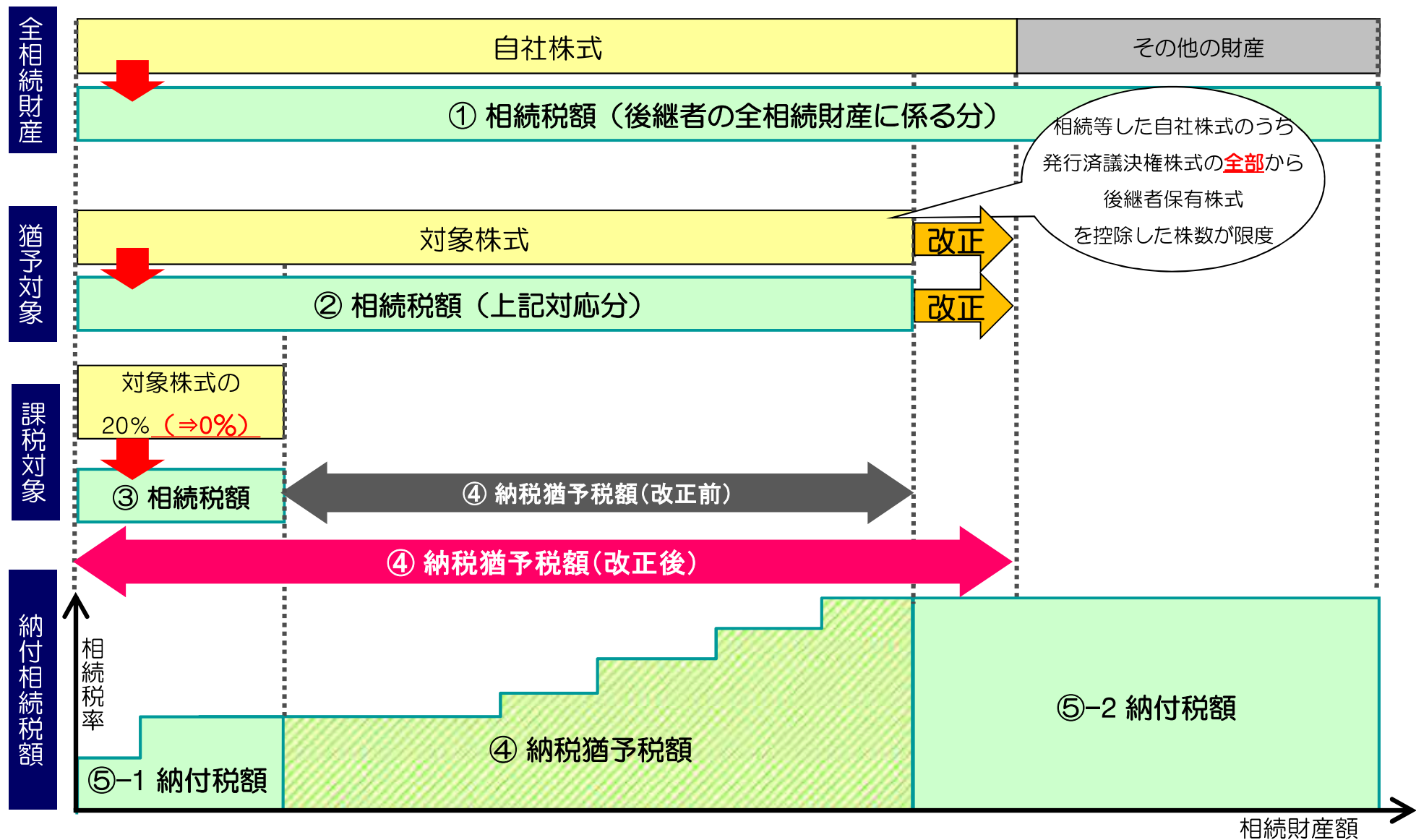
【相続時精算課税制度を適用した場合】



【暦年課税制度を適用した場合】

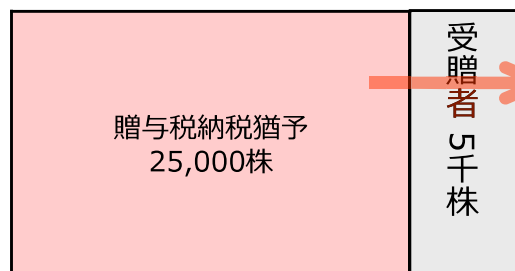


相続税の納税猶予・免除制度のイメージ



(議決権株式数) (既保有株数) (先代経営者等保有株数)
 <対象株式数> 30,000株 - 5,000株 = 25,000株 (納税猶予対象の株数)

1. 贈与時（25,000株を納税猶予により贈与）

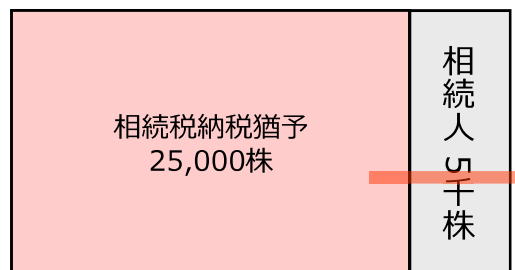


(相続時精算課税制度を選択した場合)

当面、4,500万円の贈与税課税なし！（⇒相続時免除）

- ① @1万円×25,000株 = 2億5,000万円
- ② 2億5,000万円にかかる相続時精算課税による贈与税額
 $(2億5,000万円 - 2,500万円) \times 20\% = 4,500万円$
 (注) 暦年課税制度の場合、 $(2億5,000万円 - 110万円) \times 55\% - 640万円 \div 1億3,000万円$

2. 贈与者の相続開始時



- 納税猶予分は「贈与時の価額」で相続財産に加算されます。
- 相続時は（みなし）相続した株式に係る相続税が猶予されます。
- **納税猶予対象額……@1万円×25,000株× = 2億5,000万円**
- 次の相続・贈与が発生するまで所定のルールを守れば、猶予額が免除される。

(注) 納税猶予・免除制度を適用しない場合、2億5,000万円が相続税課税対象額

先代経営者 (贈与者・被相続人)

- 代表権を有していたこと
- その同族関係者と合わせて50%超の議決権を有し、且つ、後継者を除く同族関係者の中で筆頭株主であったこと。

<贈与における追加条件>

- 贈与时までに代表者を退任すること
有給役員として残留可 (例、取締役会長)
- 相続時精算課税制度を併用する場合は
60歳以上であること

経営者以外からも可 (被相続人・贈与者)

例) 母親、兄弟、親族外の株主

特例承継期間内*であれば、先代代表者以外、複数株主からの贈与・相続も猶予の対象になる。

[一般措置も改正]

*先代経営者からの事業承継後、申告期限から5年間以内。

後継者 (受贈者／相続人・受遺者)

- 代表権を有していること
【贈与の場合】贈与の時において
【相続の場合】相続開始後5カ月以内に
- 特例承継計画に後継者として記名されていること** [特例のみ]
- 贈与・相続時、その同族関係者と合わせて50%超の議決権を有すること。
- 要件を満たせば後継者3名まで可 [特例のみ]
各人が総議決数の10%以上を有すること
- 同族関係者の中で筆頭株主であること。
後継者が2名いる場合には上位2名以内、3名の場合には上位3名以内
- 黄金株を発行している場合後継者がこれを保有していること。

<贈与における追加条件>

- 20歳以上**である
- 贈与の日まで**継続して3年以上**役員実績

<相続における追加条件>

- 相続開始の**直前**において役員であった
(被相続人が60歳未満で亡くなった場合を除く)

対象となる中小企業

- 中小企業基本法上の中小企業である
 ⇒認定会社と、その特定特別関係会社である
 特例有限会社、持株会社が対象。

業種分類	資本金等額上限	従業員数上限
製造業他	3億円	または 300人
卸売業	1億円	
小売業	5千万円	
サービス業	5千万円	

- 常時使用従業員数が1名以上
 (一定の外国会社を有する場合等は5名以上)

親族可／役員不可 (使用人兼務役員を除く)

- ① 社会保険の被保険者
- ② 2ヶ月以上の雇用契約で75歳以上の者

- 総収入金額が0円の会社に該当しない
 (営業外収益及び特別利益を除く)

- 資産管理会社でない (または例外要件を満たす)**

- 上場会社等でない
 ⇒認定会社と、その特定特別関係会社が対象。

- 風俗営業会社でない
 ⇒性風俗関連特殊営業のみNG。
 パチンコ店・ゲームセンター、バー・キャバレー等は可
 ⇒認定会社と、その特定特別関係会社が対象。

▶ 例外要件を満たす場合、事業実態があるものとして、制度の対象となります。

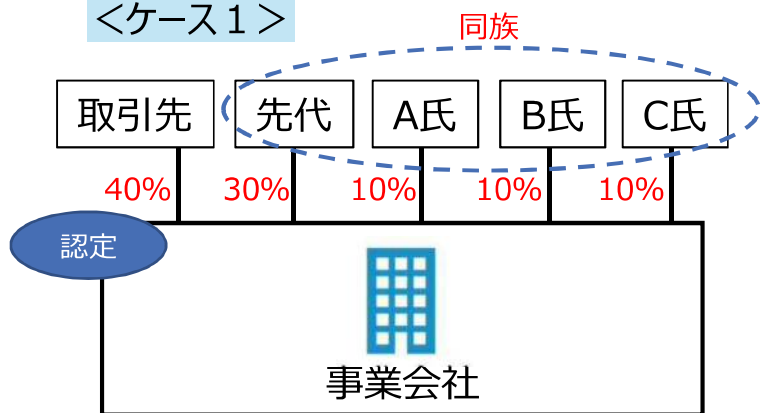
	資産管理会社でない	資産管理会社である 例) 不動産管理会社、デベロッパー
総資産に占める 特定資産の割合	70%未満	70%以上 ⇒資産保有型会社に該当
売上に占める特定資産 の運用収入の割合	75%未満	75%以上 ⇒資産運用型会社に該当
	通常要件	例外要件
常時雇用の従業員	1名以上 生計一親族可	5名以上 生計一親族NG
事業実績	(要件なし) 贈与の場合、後継者に 3年以上の 役員実績は必要。	3年以上の事業実績 3年以上継続して対価を得て行われ る商品の販売、資産の貸付または役 務の提供を行っていること。 *同族関係者への貸付を除く
事務所等の所有・賃貸	(要件なし)	所有又は賃貸 本社、事業所、工場など 従業員が勤務するための物件
備考	入口要件	入口要件&継続要件

特定資産とは

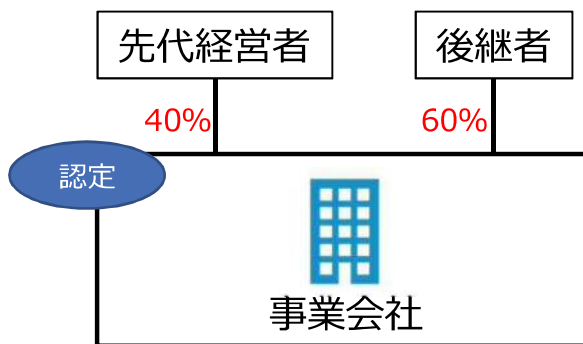
- 国債、地方債、有価証券
(資産管理会社でない特別子会社の株式等を除く)
- 自社で使用していない不動産
- ゴルフ会員権、リゾート会員権
- 書画骨董、貴金属、宝石など
- 現預金、会社の代表者や同族関係者に対する貸付金

入口要件のおさらい

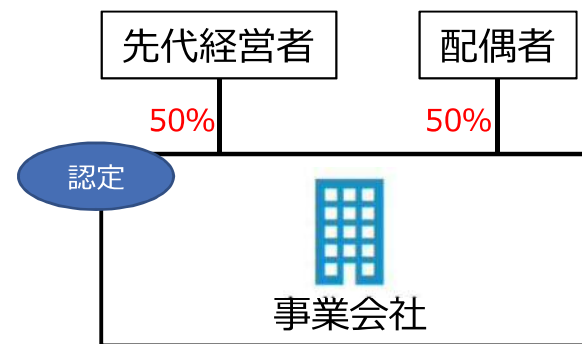
<ケース1>



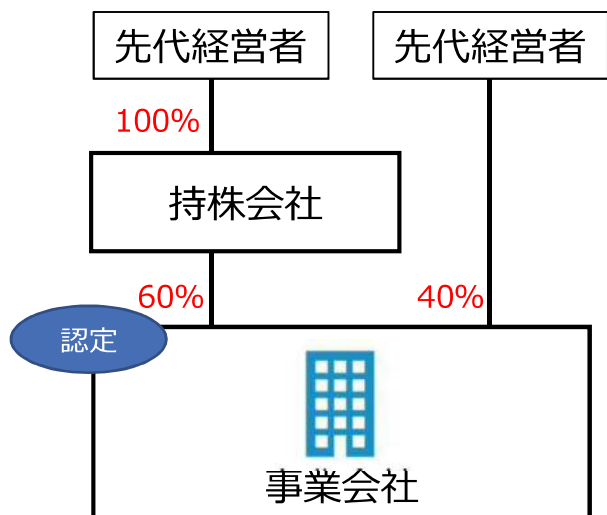
<ケース2>



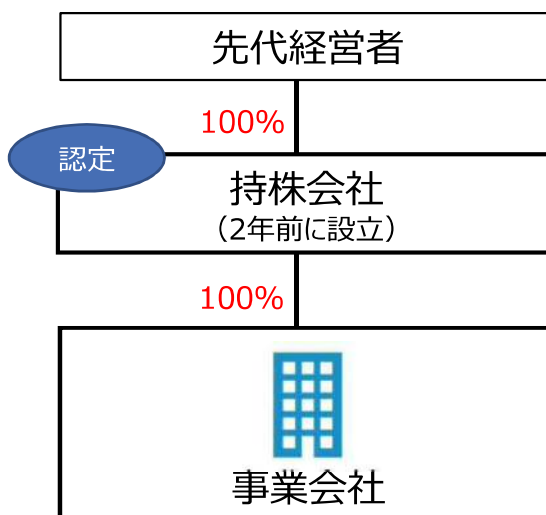
<ケース3>



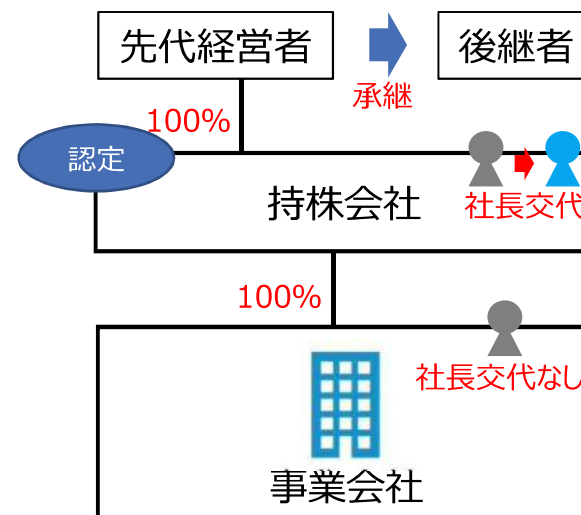
<ケース4>



<ケース5>



<ケース6>



継続要件～以下の打切り事由に該当しないこと～

納税猶予が打ち切りとなった場合、猶予税額の納税と、利子税が発生します。

納税猶予の打切り事由（認定取消事由）		申告期限から 5年間	5年間経過後	切替 確認時
従業員数	常時使用従業員数が1名を下回る事となった (一定の外国会社を有する場合は5名)	明記はなし	明記はなし	×
	資産管理会社に該当する場合 常時使用従業員数が5名を下回る事となった	×	×	×
	5年平均従業員数が承継時の従業員数の80%を下回った	(実質撤廃)		
代表権等	後継者が代表者を退任した (身体障害者手帳の交付を受けた場合を除く)	×	可	×
	後継者が対象株式の全部または一部を譲渡した	×	△割合/減免	
	後継者が同族関係者と合わせて50%超の議決権を有さなくなった	×	可	×
	後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった	×	可	×
	対象株式の議決権に制限が加えられた	×	可	
	後継者以外の者が黄金株を有することになった	×	可	
	先代経営者が再び代表権を有することとなった	×	可	×
手続	年次報告書や継続届出書提出しない／虚偽の報告等をした	×	×	
	納税猶予の適用をやめる旨の届出をした	×	×	

※赤字・・・H30特例

納税猶予の打切り事由		申告期限から 5年間	5年間経過後	切替 確認時
会 社	資産管理会社（資産保有型会社／資産管理型会社）となった （事業実態ありとみなす例外要件に該当する場合は可）	×	×	×
	総収入額(売上高)が0円となった （営業外収益及び特別利益を除く）	×	×	×
	中小企業基本法上の中小企業でなくなった	可	可	可
	上場会社となった	×	可	可
	特定特別子会社が上場会社となった	可	可	可
	風俗営業会社となった／特定特別子会社が風俗営業会社となった	×	可	×
	会社分割をした （吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。）	×	△割合	
	組織変更した （当該会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る。 組織再編を行った場合であっても、実質的な次行継続が行われているときには認定を継続。）	×	△割合	
	合併により消滅した （適格合併等を除く）	×	△減免 （業績悪化時）	
	株式交換等により株式交換完全子会社となった （適格交換等を除く）	×	△減免 （業績悪化時）	
会社を解散した	×	△減免 （業績悪化時）		
減資をした／準備金の減少をした （無償減資及び欠損填補目的等を除く）	×	×		

	一般措置	特例措置(H30～)
特例承継計画の提出	—	平成30年4月1日～5年間のうちに 都道府県庁に提出 (期間内であれば贈与・相続後でも可)
先代経営者からの 贈与・相続時期	—	平成30年1月1日～10年間の 贈与・相続が対象
対象株式 *後継者が既に保有していた 分も含む	発行済議決権株式総数の 最大3分の2まで	発行済議決権株式の 全株
猶予割合	贈与時100%・相続時80%	贈与時100%・ 相続時100%
5年間平均8割の 雇用維持要件	5年間で平均8割の 雇用を維持できなければ、 納税猶予打ち切り	(実質撤廃) 下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、 認定支援機関の確認を受けて都道府県に理由報告。 当該理由が経営悪化または正当なものと認められない場 合、認定支援機関の指導・助言が必要。

	一般措置	特例措置(H30～)
贈与等を行う者	複数株主 (30年度改正より)	複数株主 (特例承継期間内※1)
後継者	後継経営者 1 名に限定	後継経営者 3 名まで (最低10%以上の持株要件)
特例承継期間後に 譲渡・合併・清算した場合 ※2	承継時の株価を基に 贈与・相続税が課税される。 譲渡・合併の対価、清算後の残余財産の額 が税額を下回る場合のみ差額が減免される。	その時点での企業価値を基に 税額を再計算し 差額を減免 業績について一定の要件あり (業績悪化等)
相続時精算課税	贈与者の子・孫が対象	贈与者の子・孫以外も対象

※1 特例承継期間内（先代経営者からの事業承継後、申告期限から5年以内）にその贈与・相続に係る申告書の提出期限が到来すること。

※2 特例承継期間後に「民事再生」「会社更生」した場合は、現行制度でもその時点での企業価値を基に税額を再計算し差額を減免。

計画の提出及び贈与・相続の期間制限

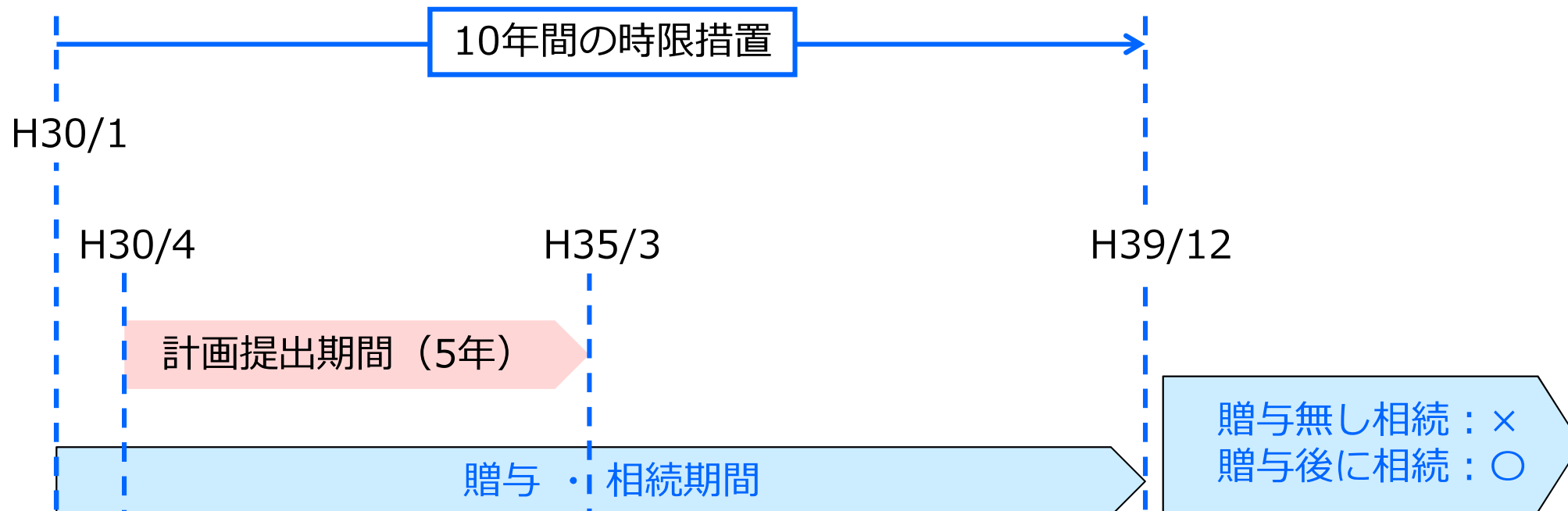
「特例認定承継会社」とは、**平成30年4月1日から平成35年3月31日まで**の間に**認定経営革新等支援機関の指導及び助言**を受けた特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

今回の改正は、**平成30年1月1日から平成39年12月31日まで**の間に贈与又は相続若しくは遺贈（贈与等）により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。



【ポイント】

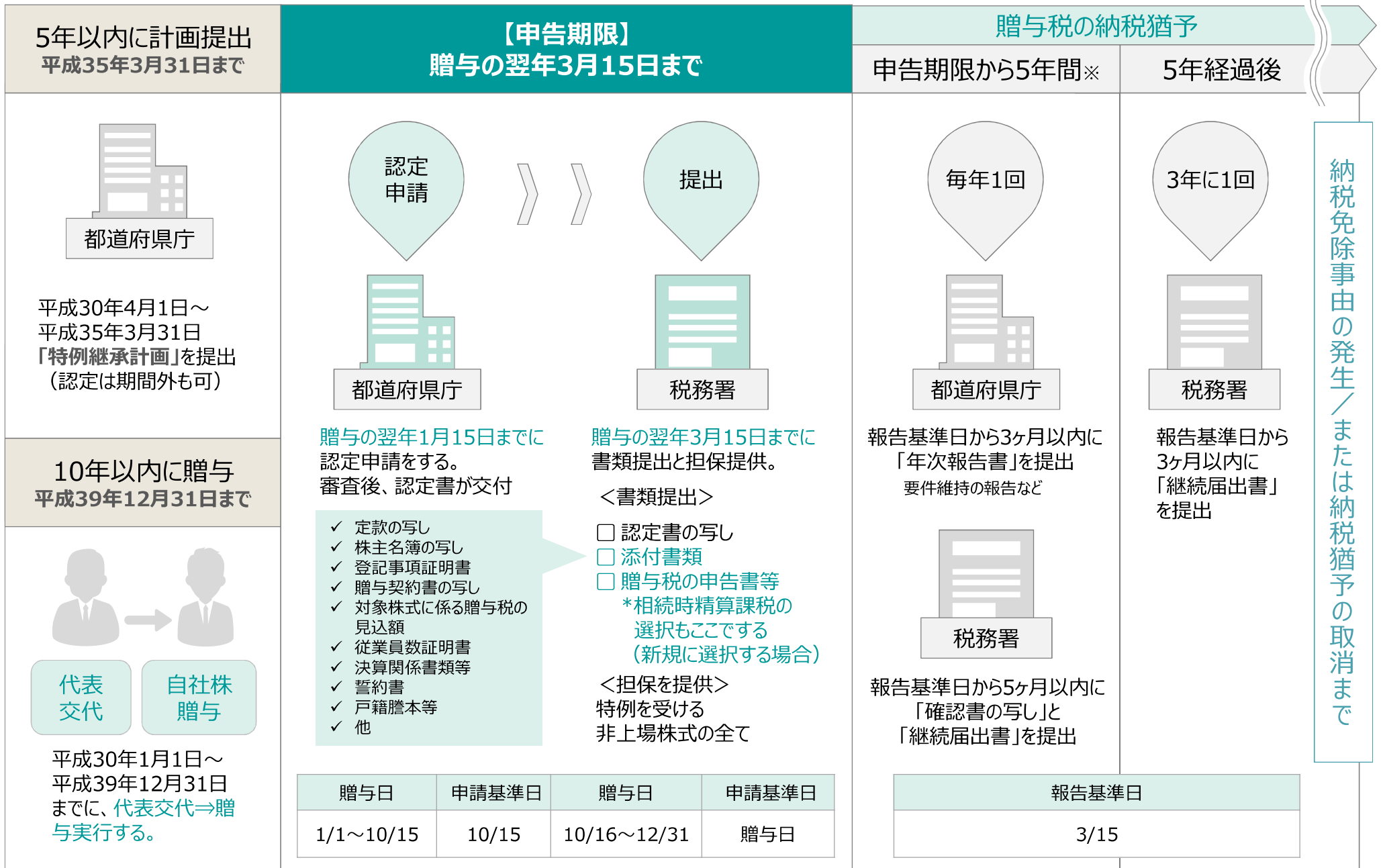
- 5年以内(平成35年3月31日まで)に特例承継計画を提出
- 10年以内(平成39年12月31日まで)に株式贈与等



<p>贈与 の場合</p>	<p>先代経営者等の死亡 (贈与者)</p>	<p><u>贈与税は免除。</u> <u>当該株式は、贈与時の価額で相続税の課税対象になります。</u></p> <p>(以下のいずれかを選択)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>切替確認を受けて相続税の納税猶予へ</u> 都道府県知事の確認（以下「切替確認」といいます）を受けることで、相続税の納税猶予を受けることができます。 2. <u>相続税を納税</u> 制度を継続しない場合は切替確認申請をせずに、相続税を納税します。
<p>共通</p>	<p>3代目へ引継ぎ (猶予継続贈与)</p>	<p>次の後継者が対象株式を納税猶予の認定を受けて受贈した場合。 ★代々に渡る事業承継のサポートが当制度の目的です。</p>
	<p>後継者の死亡</p>	<p>受贈者が死亡した場合（贈与の場合は贈与者よりも先に）</p>
	<p>会社の倒産</p>	<p>申告期限から5年間経過後に倒産した場合</p>

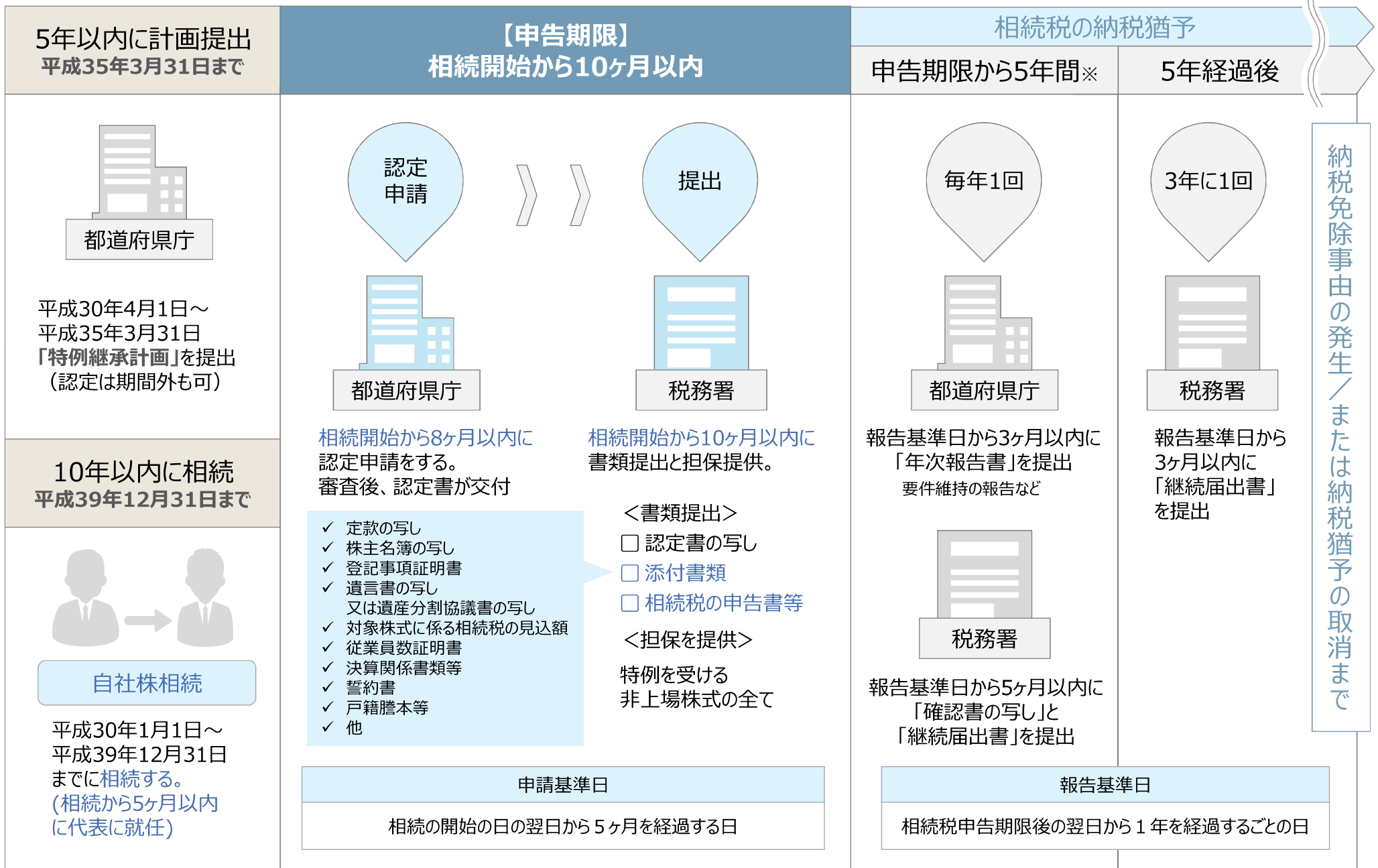
2. 事業承継税制の適用手続き(新・旧)

特例制度を利用するための手続き①贈与の場合



※申告期限から5年間・・・特例承継期間/経営承継期間

特例制度を利用するための手続き②相続の場合



※申告期限から5年間・・・特例承継期間/経営承継期間

特例承継計画とは

○「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

※改正経営承継円滑化法施行規則より（様式第21）

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名(1)	
特例後継者の氏名(2)	
特例後継者の氏名(3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期(予定)	年 月 ~ 年 月
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後5年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	印
(機関が法人の場合)代表者の氏名	
住所又は所在地	

2 指導・助言を行った年月日

年 月 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

当該計画が提出できる期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

当該特例承継計画に重大な変更（後継者の変更、後継者の人数の変更、事業計画の大幅な変更等）がある場合には、変更後の計画について認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、**変更申請を行うものとする。**

認定申請書のイメージ①

様式第7の3

第一種特例贈与認定中小企業者に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事名 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第11号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特例承継計画の確認について

施行規則第17条第1項第1号の確認（施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認）に係る確認事項	確認の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無（本申請と併せて提出）	
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	年 月 日（号）
		特例代表者の氏名	
		特例後継者の氏名	

2 贈与者及び第一種特例経営承継受贈者について

贈与の日	年 月 日		
第一種特例贈与認定申請基準日	年 月 日		
贈与税申告期限	年 月 日		
第一種特例贈与認定申請基準事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
総株主等 議決権数	贈与の直前 贈与の時	(a) (b)	個 個

贈与者	氏名	
	贈与の時の住所	
	贈与の時の代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	贈与の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（第一種特例経営承継受贈者となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	年 月 日から 年 月 日
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c) 個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(d)+(e) 個 ((d)+(e))/(c) %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d) 個 (d)/(c) %
	(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地) (e) 個 (e)/(c) %
	贈与の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(f)+(g) 個 ((f)+(g))/(a) %
	贈与の直前における保有議決権数及びその割合	(f) 個 (f)/(a) %
	贈与の直前における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地) (g) 個 (g)/(a) %
	(*2)から(*3)を控除した残数又は残額	(i)-(j) 株(円)
贈与の直前の発行済株式又は出資（議決権の制限のない株式等に限る。）の総数又は総額(*1)	(h) 株(円)	
(*)の3分の2(*2)	(i)=(h)×2/3 株(円)	

認定申請書のイメージ②

	贈与の直前において第一種特例経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)	(j)	株(円)		
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等(議決権に制限のないものに限る。)の数又は金額		株(円)		
	贈与者が贈与をした株式等(議決権の制限のないものに限る。)の数又は金額		株(円)		
第一種特例経営承継受贈者	氏名				
	住所				
	贈与の日における年齢				
	贈与の時に贈与者との関係	<input type="checkbox"/> 直系卑属 <input type="checkbox"/> 直系卑属以外の親族 <input type="checkbox"/> 親族外			
	贈与の時に代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	贈与の時に過去の法第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。)に係る受贈の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	贈与の時に同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	$(k)+(l)+(m)$ 個 $((k)+(l)+(m))/(b)$ %			
	保有議決権数及びその割合	贈与の直前	(k) 個 $(k)/(a)$ %	贈与者から贈与により取得した数 (*4)	(l) 個
		贈与の時	$(k)+(l)$ 個 $((k)+(l))/(b)$ %		
(*4)のうち租税特別措置法第70条の7の5第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)					
(*5)のうち第一種特例贈与認定申請基準日までに譲渡した数					
贈与の時に同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合		
			(m) 個 $(m)/(b)$ %		

ている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
第一種特例贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者(当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

※抜粋

- ④ 「施行規則第17条第1項第1号の確認(施行規則第18条第1項又は第2項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、本申請と併せて施行規則第17条第2項各号に掲げる書類を添付する。また、施行規則第18条第1項又は第2項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない場合には、本申請と併せて同条第5項の規定により読み替えられた前条第2項に掲げる書類を添付する。

3 贈与者が第一種特例経営承継受贈者へ第一種特例認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をし

認定申請時の特定資産の記載様式

(別紙 1)

認定中小企業者の特定資産等について

主たる事業内容					
資本金の額又は出資の総額		円			
認定申請基準事業年度における特定資産等に係る明細表					
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*2)を除く。)		(1) 円	(12) 円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)		(2) 円	(13) 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円	
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円	
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6) 円	(17) 円	
	事業の用に供することを目的としないので有するもの		(7) 円	(18) 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円	
	事業の用に供することを目的としないので有するもの		(9) 円	(20) 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その		(10)	(21)	

	他これらに類する資産		円	円
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等 (施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11) 円	(22) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円	
認定申請基準事業年度終了のH以前の5年間 (贈与の日前の期間を除く。) に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算人となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円	
		損金不算人となる給与	(28) 円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
(*3)を発行している場合に	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)		
はその保有者				
総収入金額 (営業外収益及び特別利益を除く。)		円		

特例承継計画に関する報告書の記載様式

様式第 27

特例承継計画に関する報告書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 3 項の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 第一種（第二種）特例贈与認定中小企業者又は第一種（第二種）特例相続認定中小企業者について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
認定年月日及び番号	年 月 日 (号)	
認定に係る贈与の口（相続の開始の口）	年 月 日	
認定の有効期限	年 月 日	
各贈与報告基準日（各相続報告基準日）	月 日	

2 従業員の数について

認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数	贈与の時（相続の開始の時）	100 分の 80 の数
	(a) 人	$(a) \times 80 / 100 = (b)$ 人

各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の 5 年平均人数	1 回 日 (年 月 日)	(f) 人
	2 回 日 (年 月 日)	(v) 人
	3 回 日 (年 月 日)	(r) 人
	4 回 日 (年 月 日)	(c) 人
	5 回 日 (年 月 日)	(s) 人
	5 年 平 均 人 数	$((f)+(v)+(r)+(c)+(s))/5 = (c)$ 人

3 平均雇用人数の 5 年間平均が贈与の時の従業員の数の 8 割を下回った理由

- ①高齢化が進み後を引き継ぐ者を確保できなかった
- ②採用活動を行ったが、人手不足から採用に至らなかった
- ③設備投資等、生産性が向上したため人手が不要となった
- ④経営状況の悪化により、雇用に継続できなくなった
- その他

(具体的に理由を記載：)

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	印
住所又は所在地	

2 所見を記載した年月日

年 月 日

3 認定支援機関による所見

4 指導及び助言の内容

(雇用の 8 割を下回ったことについて、経営悪化を理由とする場合又は正当な理由が認められない場合には記載が必要。)

特例承継計画の確認とスケジュール

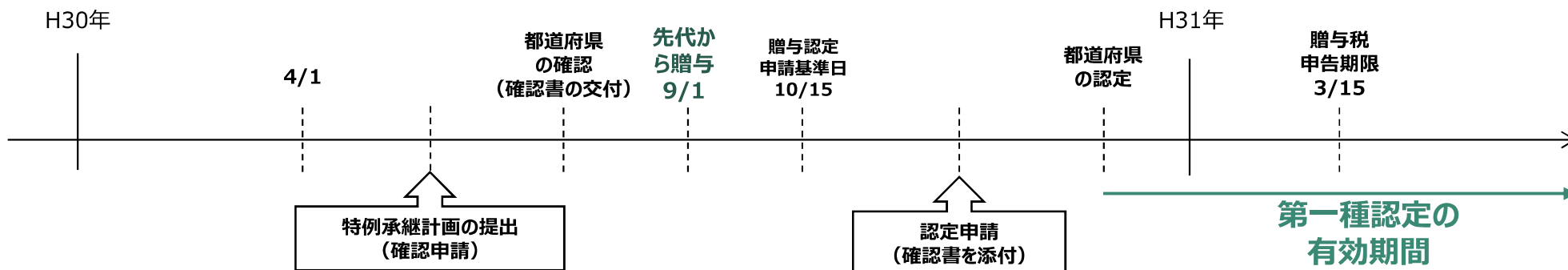
【提出期間】

- ✓ 平成30年4月1日以降、平成35年3月31日まで提出が可能。
- ✓ 認定申請と同時でもよいが、申請につき都道府県の確認を受けていることが、特例認定を受けるための要件となる。

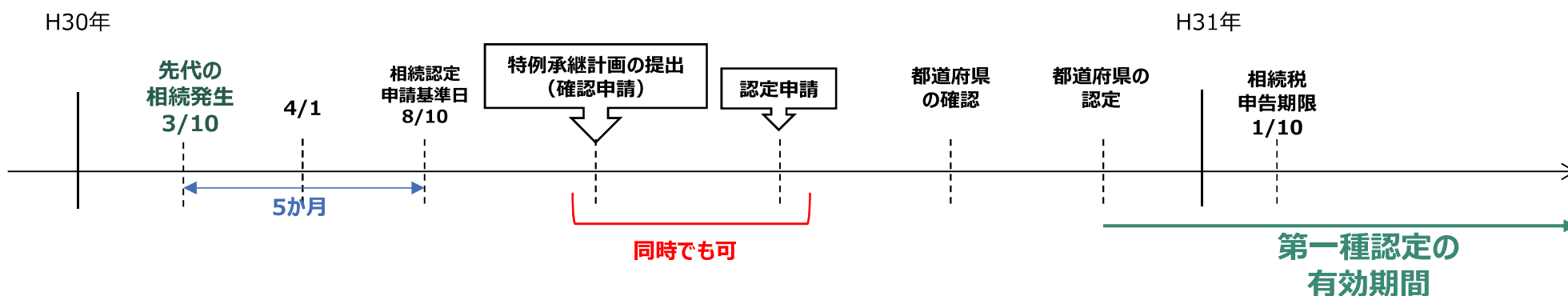
【記載内容】 ※様式21に記載

1. 事業者が、①後継者（最大3人）の氏名等の基礎情報、②事業承継時までの経営課題及びその課題解決に向けた方針、③承継後5年間における後継者が取り組む事業計画を記載する。
2. 認定支援機関は、1.の内容について事業者に対して指導・助言を行った上で、所見を記載する。

● 移転（贈与） 実行前、特例承継計画の先行提出パターン



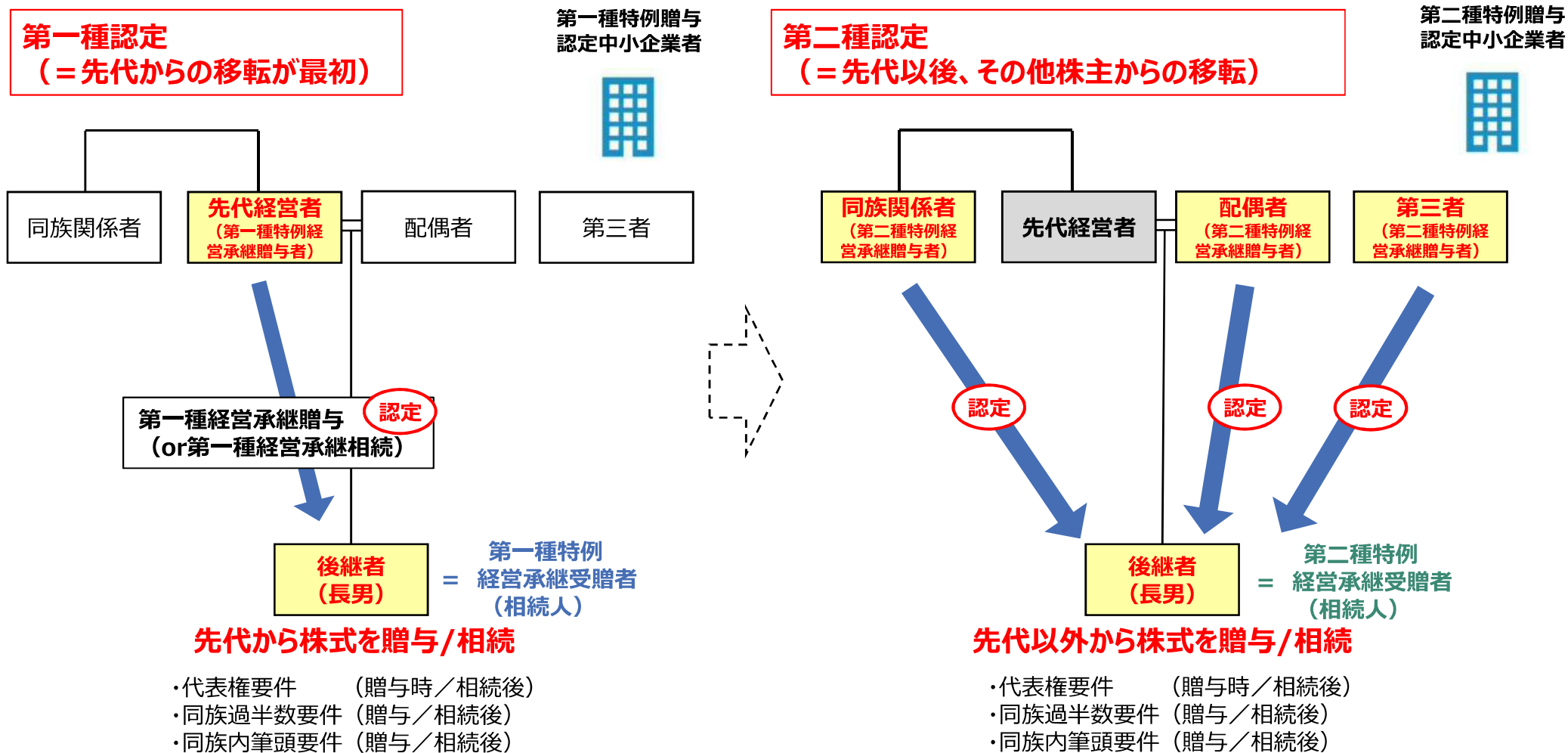
● 移転（相続） 実行後、特例承継計画の事後提出パターン



3. 第一種／第二種と後継者数ごとの整理

第一種認定と第二種認定（後継者一人の場合）

- ✓ 先代経営者から後継者への贈与・相続以後であれば、先代以外の株主（代表権を有していないことが要件）からの贈与・相続も認定対象。
- ✓ 贈与者・受贈者（被相続人・相続人）ごとに会社を認定する。
- ✓ 認定対象となるのは一回限り（同一株主からの複数回の贈与は対象外。）



第二種認定について【後継者一人の場合】

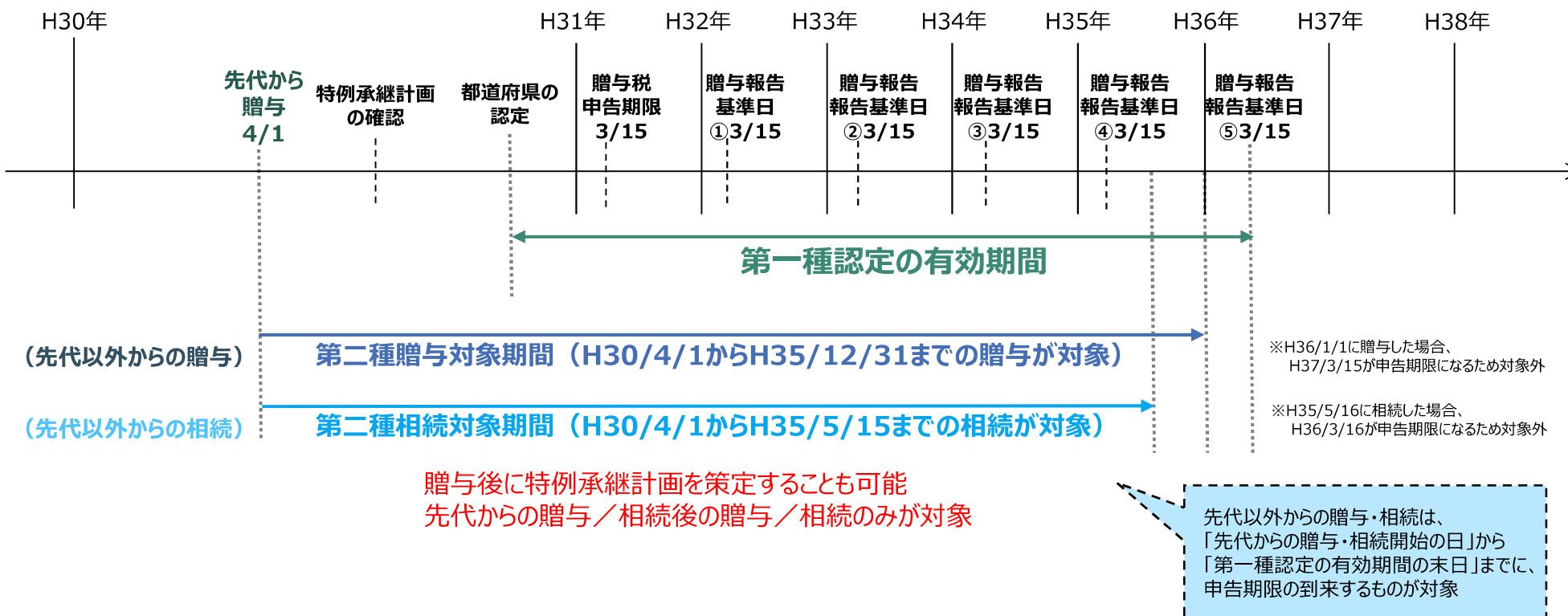
【第二種認定の対象者】

- ✓ 対象期間内に贈与・相続した者で、その会社の代表権を持っていない者が対象。
- ✓ ただし、すでにこの特例の適用を受ける贈与をしたことがある者は対象外。

【スケジュール例】

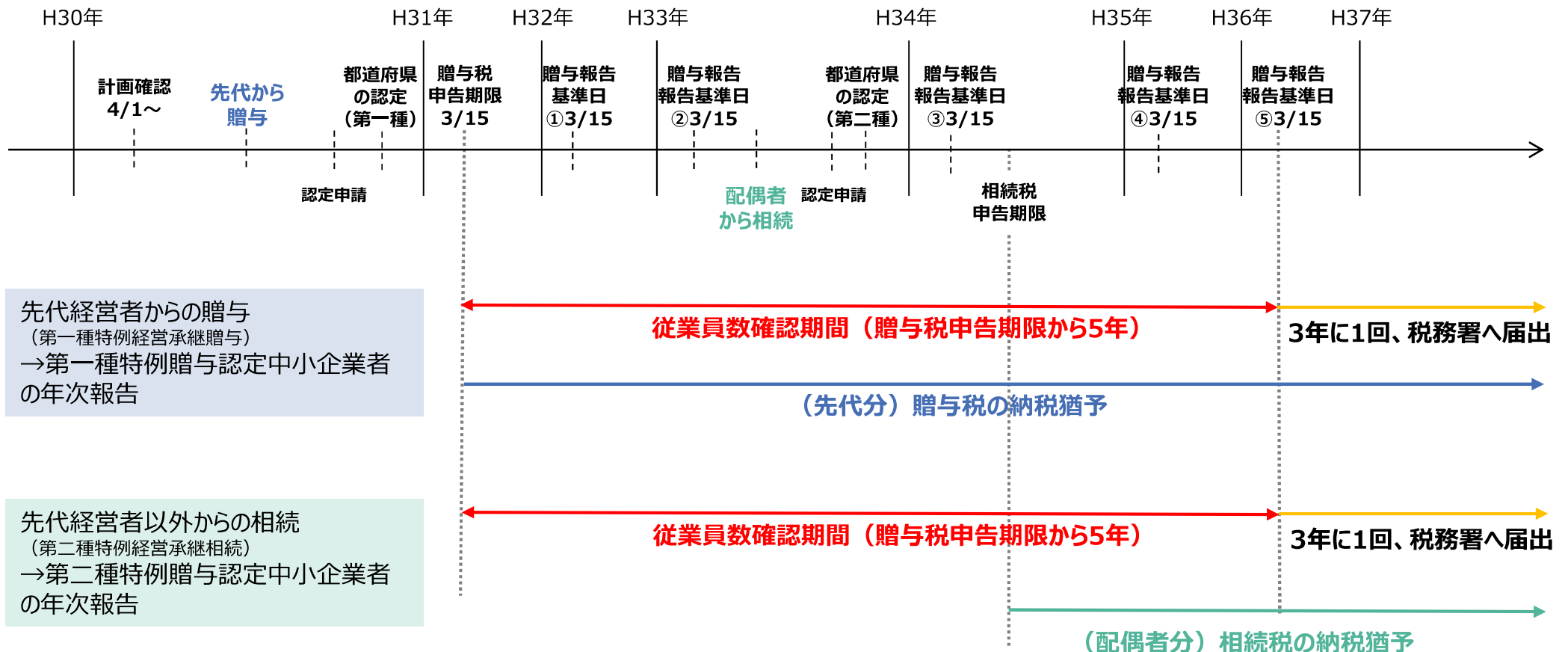
- 平成30年4月1日に先代から贈与（第一種特例経営承継贈与）があった場合、先代以外からの贈与・相続（第二種特例経営承継贈与及び相続）が対象となる期間
- ✓ 平成30年4月1日から平成35年12月31日までに間に行われた贈与（贈与税申告期限は贈与年の翌年3月15日）
- ✓ 平成30年4月1日から平成35年5月15日までに発生した相続（相続税申告期限は、相続の開始の日から10か月後）

● 先代経営者が贈与で株式を承継する場合



第二種贈与を行う場合の手続きフロー【後継者一人】

「先代経営者から贈与」 + 「先代経営者以外から相続」 で株式を承継する場合
 = 第一種特例経営承継贈与 + 第二種特例経営承継相続

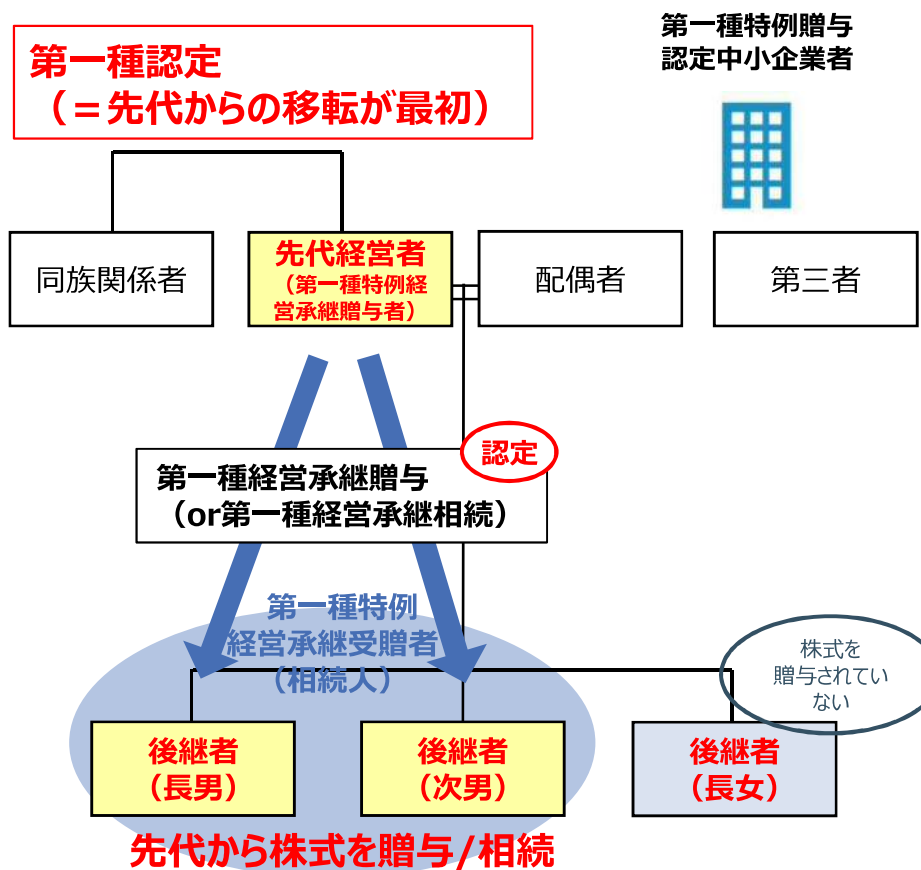


先代からの贈与を受けているので、先代からの贈与を基準に報告を行う。

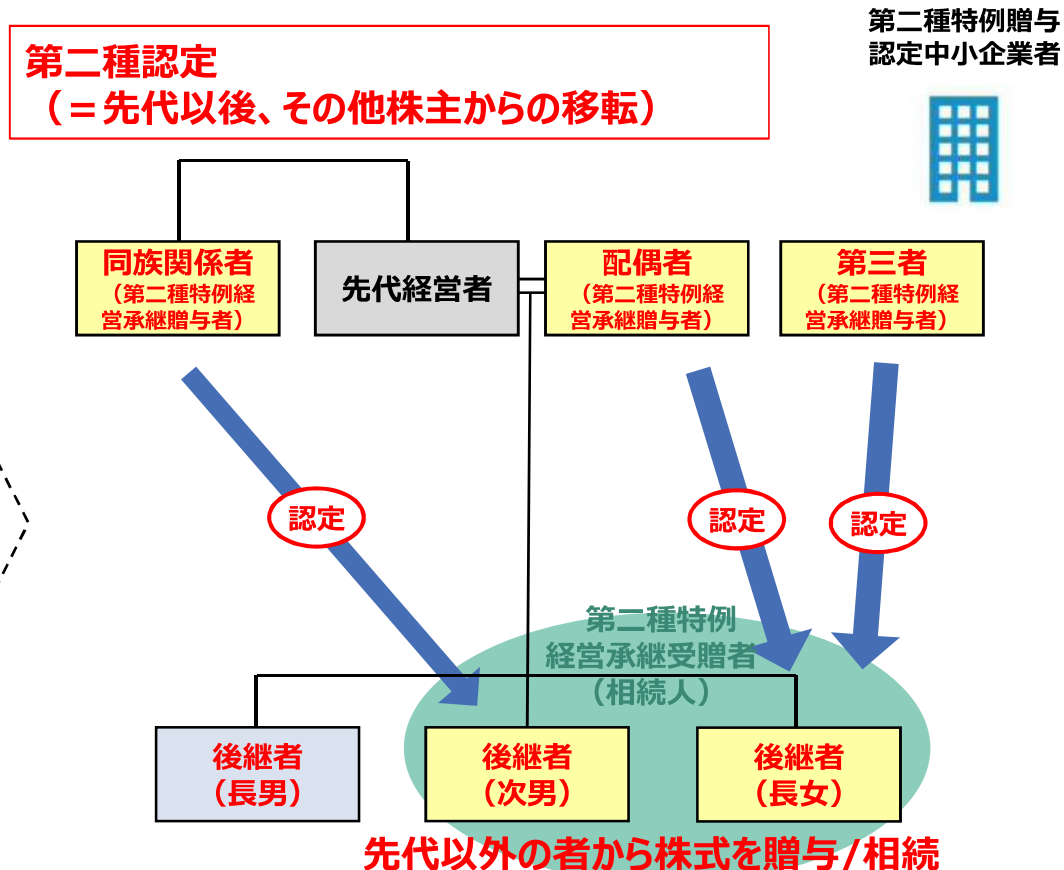
- ✓ 先代からの贈与に係る贈与税申告期限が基準日となるため、毎年3/15が報告基準日となる。
- ✓ 先代からの贈与に係る贈与税申告期限から5年間に於ける雇員人数を元に、従業員数の確認を行う。

第一種認定と第二種認定（後継者複数の場合）

- ✓ 先代経営者から後継者への贈与・相続以後であれば、先代以外の株主（代表権を有していないことが要件）からの贈与・相続も認定対象。
- ✓ 贈与者・受贈者（被相続人・相続人）ごとに会社を認定する。
- ✓ 認定対象となるのは一回限り（同一株主からの複数回の贈与は対象外。）



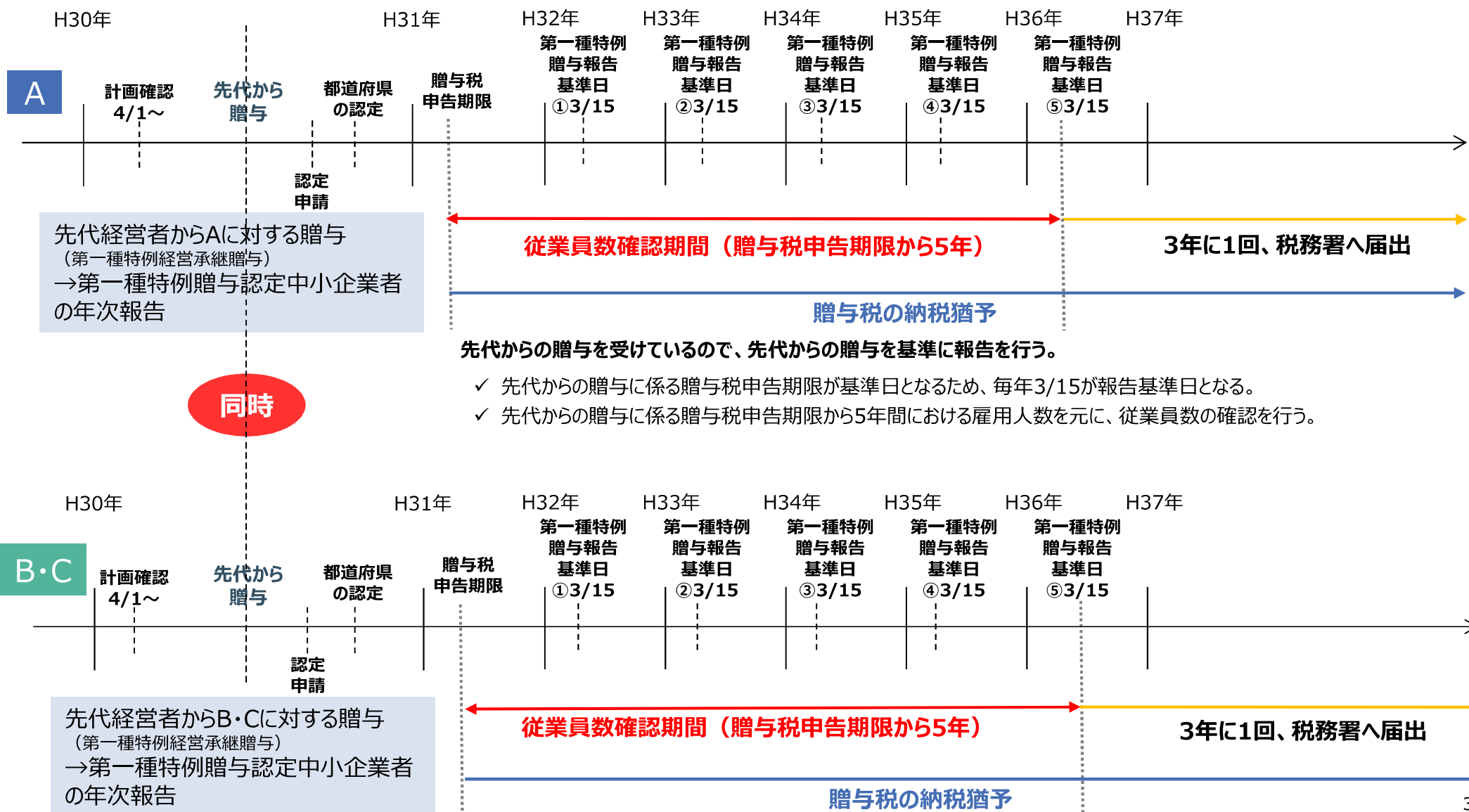
- ・代表権要件（贈与時/相続後）
- ・同族過半数要件（贈与/相続後）
- ・同族内筆頭（1位、2位、3位）要件（贈与/相続後）
- ・それぞれが10%以上を保有（贈与/相続後）



- ・代表権要件（贈与時/相続後）
 - ・同族過半数要件（贈与/相続後）
 - ・同族内筆頭（1位、2位、3位）要件（贈与/相続後）
 - ・それぞれが10%以上を保有（贈与/相続後）
- ※先代からの移転方法は、贈与/相続のいずれであってもよい。
※先代から取得しなくても認定対象。

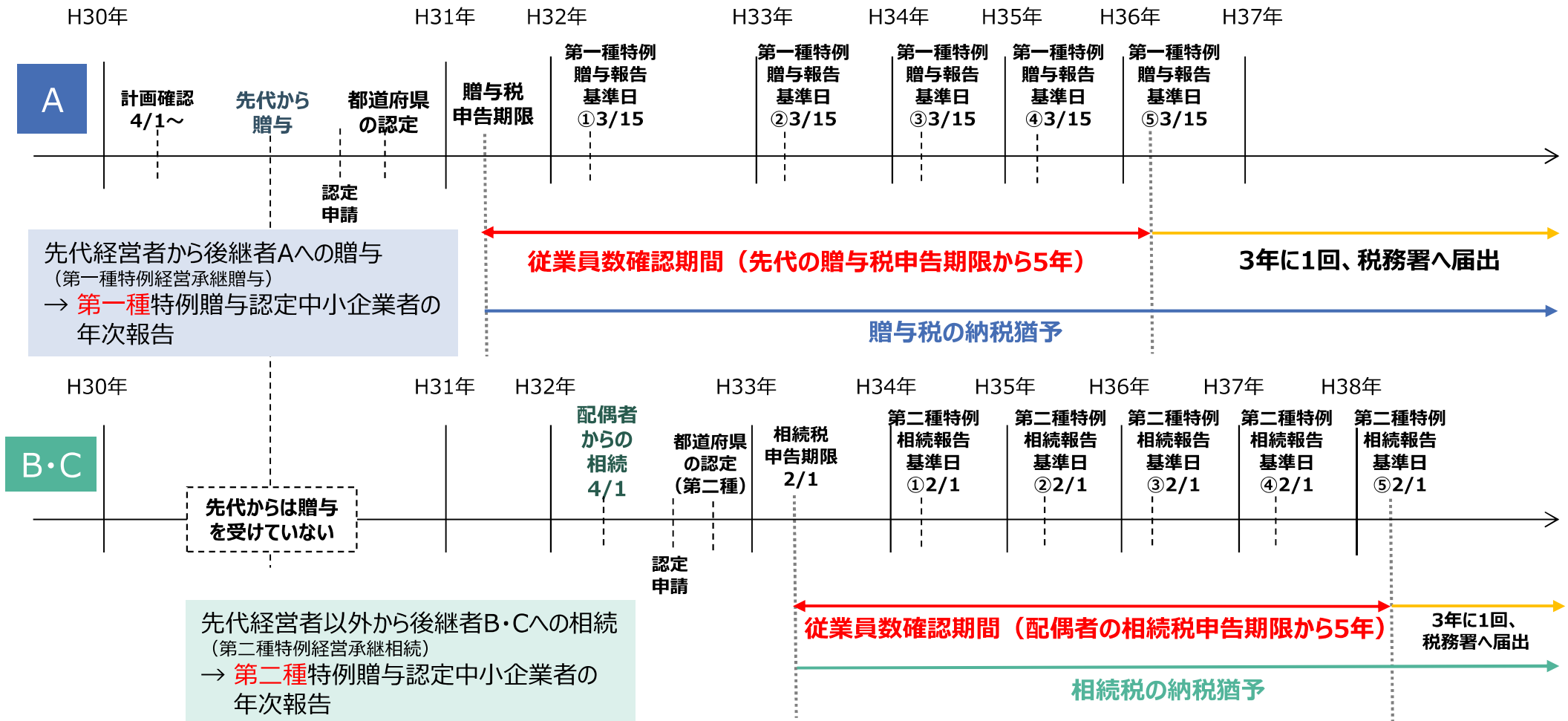
第二種贈与を行う場合の手続きフロー【後継者複数①】

「先代経営者から贈与」で **同時に**、後継者A・B・C に対して株式を承継する場合
 = 後継者A・B・Cいずれに対しても、第一種特例経営承継贈与となる。



第二種贈与を行う場合の手続きフロー【後継者複数②】

「先代経営者から後継者Aに贈与」 + 「先代経営者以外から後継者B・Cに相続」で株式を承継する場合
 = 第一種特例経営承継贈与（後継者A） + 第二種特例経営承継相続（後継者B・C）



後継者B・Cは、配偶者の相続が納税猶予に係る「最初の申告」になるので、当該申告期限の日を基準に、5年間報告を行う。

● 切替確認（贈与者に相続が発生した場合の手続き）について

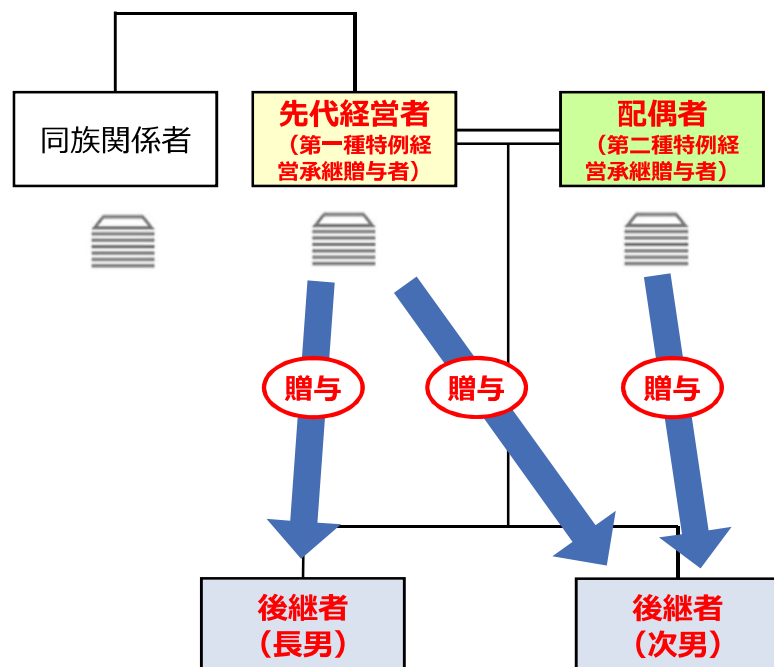
手続きの概要

切替確認とは、贈与税の納税猶予制度の適用に係る株式等の贈与者の相続が開始した場合において、贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の適用を受けるための前提となる手続です。

手続きが必要な方

贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の適用を受けようとする場合には、手続きが必要です。

- ✓ 認定の有効期間中／有効期間終了後のいずれの場合でも、手続きが必要です。
- ✓ 第一種特例経営承継贈与者（先代経営者）、第二種特例経営承継贈与者（先代経営者以外の株主）のいずれに相続が発生した場合でも、手続きが必要です。



先代経営者
(第一種特例経営承継贈与者)

に相続が発生した場合には、株式を贈与された

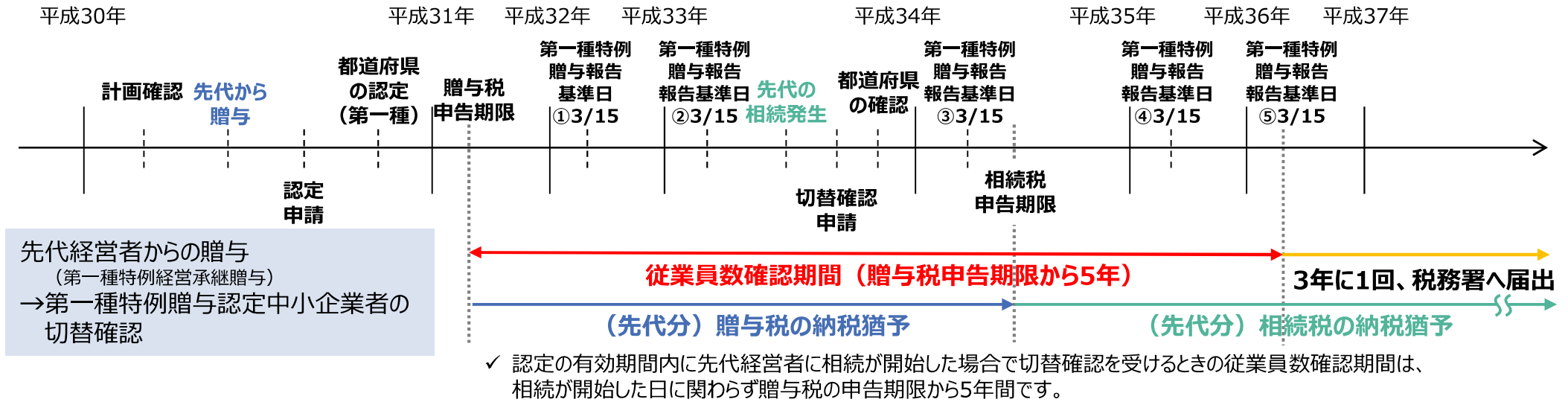
後継者 (長男) **後継者 (次男)** について、それぞれ手続きをする。

配偶者
(第二種特例経営承継贈与者)

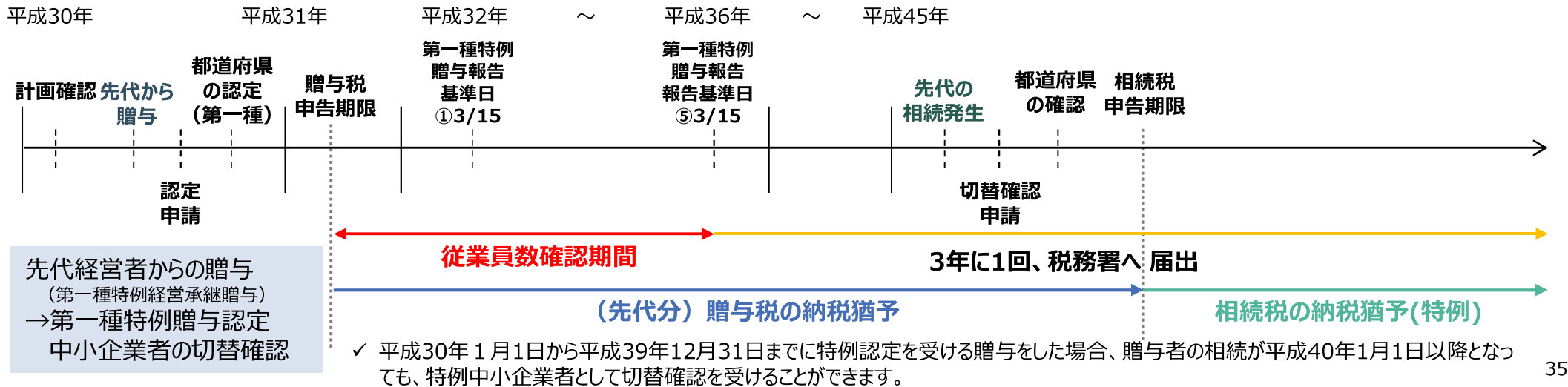
に相続が発生した場合には、株式を贈与された

後継者 (次男) が、手続きをする。

● ケース 1（認定の有効期間中に先代経営者に相続が発生した場合）



● ケース 2（認定の有効期間終了後に先代経営者に相続が発生した場合）



4. 活用にあたっての注意点等

<p>納税猶予の打ち切りリスク</p>	<p>要件を維持できなければ猶予額 + 利子税の納税が発生する。 ⇒贈与時の株価を引下げておく・相続税精算課税制度を併用する等で納税リスクを引下げておく必要性</p>
<p>長期間に渡る制度維持 (事務コスト・報酬コスト)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 都道府県への認定申請・税務署への各種書類提出 <input type="checkbox"/> 都道府県知事・税務署への報告 (長期的に継続。承継後5年間は毎年1回、以降3年に1回) <input type="checkbox"/> 専門家への報酬コスト
<p>担保の提供</p>	<p>自社株を担保として国に提供する必要がある (又は納税猶予税額及び利子税の額に見合うその他の担保を提供)</p>
<p>要件維持のために 制限がかかることも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 代表権を維持したままでの後継者への株式移転は不可 <input type="checkbox"/> 黄金株を活用した経営の見守り体制は不可 <input type="checkbox"/> 持株会社の活用時には会社の入口要件を慎重に検討 <input type="checkbox"/> 長期間に亘る暦年贈与による移転とは両立困難 <input type="checkbox"/> 後継者によるM&Aや廃業時には要注意
<p>他の相続人との 関係調整が重要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 遺留分リスク <input type="checkbox"/> 他の相続人の相続税率・税額への影響を検証

以下の事項にすべて当てはまる場合には、積極的に検討すべき。

<input type="checkbox"/>	5年以内 に事業承継計画を立てられる = 後継者を決定できる	平成35年3月31日までに「事業継承計画」を提出し認定を受ける。
<input type="checkbox"/>	10年以内 に事業承継を実行できる = 株を移転し代表権を委譲できる	平成39年12月31日までの贈与・相続が特例適用対象。
<input type="checkbox"/>	自社株評価額が 1億円 を超える = 特例制度では低下する可能性	費用対効果。
<input type="checkbox"/>	後継者が 20歳以上 である	年齢要件 (贈与の場合のみ)
<input type="checkbox"/>	経営者が 60歳以上 である	年齢要件 (相続時精算課税を利用して贈与する場合)

5. 主な疑問点について

- Q 1 : 先代経営者以外の者からの贈与・相続は先代経営者からの移転と同日でもよいのか。
- Q 2 : 10年内の贈与後、特例承継期間終了後に先代経営者の相続が開始した場合、特例措置の適用を受けることはできるのか。
- Q 3 : 都道府県に提出する特例承継計画は、平成25年度税制改正で任意制度となった「事前確認制度」に類似する枠組みと理解すればよいか。
- Q 4 : 先代経営者について特例承継計画を提出している場合、その他の者からの贈与等について適用を受けようとする場合、計画は別途提出する必要があるのか。

- Q5 : 都道府県に特例承継計画を提出後、その計画に記載した特例後継者の数を増減させたい場合には、特例承継計画を変更することができるのか。
- Q6 : 都道府県に特例承継計画の提出後、同計画に基づき贈与等を実行する前に、その計画に記載した特例後継者が死亡した場合には、後任の後継者が決定した段階で特例承継計画を変更することができるのか。
- Q7 : 都道府県への特例承継計画の提出前に先代経営者が死亡した場合、その死亡後であっても都道府県に特例後継者を記載した特例承継計画を提出すれば、都道府県知事の認定を受けることができるのか。その場合、いつまでに提出すればよいか。

Q8：特例承継計画の変更は、いつまでできるのか。

Q9：持株会社が認定を受ける場合、当該持株会社の代表者は交代が必要だが、その子会社の代表者は先代経営者のままでもよいのか。

【贈与と相続の重複適用】

Q10：先代経営者（父）が発行済み株式の100%を所有している場合において、特例措置で先代経営者（父）から2/3の株式の贈与を受けた後継者（息子）が、先代経営者（父）の相続の際、残りの1/3について、相続税の納税猶予の適用を受けられることはできるのか。

【一般措置適用者】

- Q11：現行の一般措置に係る贈与税の納税猶予の適用を受け、贈与により先代経営者（贈与者）から後継者に株式の移転が行われていた場合において、その贈与者の死亡の際に、その贈与者が有していた残りの株式を後継者が相続により取得したときは、その残りの株式に係る相続税について、特例措置に係る相続税の納税猶予制度の適用を受けることはできるのか。
- Q12：現行の一般措置についても複数贈与者からの贈与等を認めるということは、先代経営者（父）から贈与等を受けて一般措置の適用を受けている後継者（息子）が、先代経営者以外の同族株主（叔父）から株式の贈与等を受けるに際して、事業承継税制の適用を受けることができるということか。
- Q13：現行の一般措置に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受け、贈与により先代経営者（贈与者）から後継者に株式の移転が行われていた場合において、その贈与者の死亡に係る相続税については、特例措置に係る相続税の納税猶予制度に切り替えることができるのか。それとも、一般措置の相続税の納税猶予制度への切替えしかできないのか。



ベース法律事務所 代表

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-19-1 木村ビル2階
TEL : 03-3525-4131 FAX : 03-3525-4132
E-mail : ito@baselaw.jp

<略歴>

- 昭和59年 岐阜県生まれ
- 平成19年 早稲田大学法学部 卒業
- 平成22年 早稲田大学大学院法務研究科 修了
- 同年 司法試験 合格
- 平成23年 最高裁判所司法研修所 修了（新第64期）
- 平成24年 弁護士登録
（ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事）
- 平成27年 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 採用（課長補佐）
（事業承継関連施策を担当し、事業承継ガイドライン執筆、事業承継税制（平成29年度税制改正）の立案・執行、予算事業等に従事）
- 平成29年 ベース法律事務所 設立（第二東京弁護士会所属）